

- 2017/02/27 地方選, 5月14日投票
- 2017/02/24 包摂民主主義の訴え, 米大使(3)
- 2017/02/22 包摂民主主義の訴え, 米大使(2)
- 2017/02/21 包摂民主主義の訴え, 駐ネ米大使 (1)
- 2017/02/19 ルピー札国産化計画
- 2017/02/18 ブータン難民受入れ, 米国が 85%
- 2017/02/15 ルピー札, 中国製に
- 2017/02/14 真実和解委員会任期, 最高裁判決無視し 1 年延長
- 2017/02/11 トランプ「入国禁止令」とネパールのブータン難民
- 2017/02/10 トランプ「世界ギャグ規則」が脅かすネパール女性の生命
- 2017/02/08 カトマンズの公害, 世界第7位
- 2017/02/07 対ネ直接投資の 68%, 中国から
- 2017/02/05 トランプ「世界ギャグ規則」への危惧, ネパール NGO も
- 2017/02/03 地方選, 実施準備指示

## 地方選, 5月14日投票

プラチャンダ内閣は 2 月 20 日, 地方選挙(ナガル[市町]ガウン「村」議会選挙)の 5 月 14 日実施を決定した。

[地方選日程]

- 4 月 29 日:立候補受付開始
- 4 月 30 日:立候補への異議申立受付開始
- 5 月 1 日:立候補者仮名簿発表
- 5 月 2 日:立候補者確定名簿発表。選挙シンボル配布。選挙運動開始。
- 5 月 12 日: 選挙運動終了
- 5 月 14 日:投票

(注)

- \* 地方自治体総数 旧制度 3334(ナガル 217+ガウン 3117) / 新制度 714  
旧制度から新制度への移行が可能かどうか不明(参照:[地方選, 5月実施?](#))
- \* 議席総数:約 3 万 4 千 投票ブース:約 2 万 1 千
- \* 選挙実施要員:約 26 万人

この発表通り地方選が実施されれば, 20 年ぶりとなる。前回選挙は 1997 年 5 月に実施され, 任期は 2002 年まで。その後, ギャネンドラ国王が 2005 年選挙実施を試みたが, 国王親政に反対する諸政党がボイコットし, 事実上, 実施できなかった。

現行 2015 年憲法で現議会の任期が 2018 年 1 月 21 日までと限定されているので, それまでに市町村, 州, 連邦の 3 レベルの議会選挙を実施せざるをえない。地方選挙の 5 月 14 日実施は, 切羽詰まったギリギリの日程である。

政府は2月20日、選管に地方選実施予算103億ルピーを割り当て、さらに必要な予算は追加支出することを決めた。ちなみに、リパブリカ記事(2月25日)によると、2013年制憲議会選挙の総経費は46億ルピー、そのうちネパール政府支出は12億6千万ルピー、外国援助が30億ルピーだったという。(他に日本が投票箱5万個、印が車輛48台、UNDPが有権者ID票作成など、諸外国が様々な選挙支援を行った。)

このように2013年制憲議会選挙ではネパールは諸外国に多くの選挙支援を仰いだが、今回は、外国支援は受けないことを決め、選管が2月23日、内外の関係諸機関にその旨通知した。選管筋によれば、諸外国はそれほどカネを出さないのに、援助宣伝の方は熱心にやるという。選挙は、国家の重要任務だから、国家予算で実施する、というのである。

選挙支援の過度の宣伝利用の真偽は別として、主権国家の選挙への外国支援は、あまり好ましいことではない。自分たちの代表を自分たちだけでは選出できないという事態は、国民として情けなく自尊心を著しく傷つけられる。選挙は、やはり自分たちで実施すべきだ。

たしかに、それはそうだが、この地方選のあとには、州議会選挙と連邦議会選挙が控えている。外国援助なしで、本当に実施できるのだろうか？

さらに、これに加えて、より難しいのが、マデシ諸勢力が要求している憲法改正。第2州を中心に、州や市町村の区画が不利だとして、彼らは選挙以前に憲法を改正することを要求している。もしこの要求が通らなければ、彼らは選挙をボイコットし、抗議行動を展開すると警告している。

この憲法改正は、選挙費用よりもはるかに難しい課題だ。またまたインドが介入するかもしれない。地方選挙までに、マデシ諸勢力を納得させられるような憲法改正が本当に出来るのであろうか？



■選管 HP より

\*1 “Nepal to hold first local elections in 20 years,” AFP, Feb 21, 2017

\*2 “NEPAL TO HOLD FIRST LOCAL ELECTIONS IN 20 YEARS,” REUTERS, 2/23/17

\*3 “Nepal to hold elections in local bodies on May 14,” Himalayan Times, February 20, 2017

\*4 “Local elections on 14 May,” Nepali Times, February 20th, 2017

\*5 “EC releases 16-day schedule for local elections,” Kathmandu Post, Feb 22, 2017

\*6 “EC not to accept foreign aid for local polls,” Republica, February 25, 2017

\*7 “EC prefers local resources over external help for upcoming polls,” Himalayan Times, February 24, 2017

谷川昌幸(C)

## 包摂民主主義の訴え，米大使(3)

テプリッツ駐ネ米大使が，こうした観点から，国交 70 周年メッセージにおいて厳しく批判しているのが，起草中の新しい「社会福祉開発法」。それは，民主主義に不可欠の市民社会諸組織(CSOs: Civil Society Organizations)の活動を不当に拘束するものであり，ネパール憲法にも国際法(結社の自由を保障する国際人権規約)にも違反するというのである。

テプリッツ大使は，国際法については違反するだけしか述べていないが，憲法との関係についてはかなり詳しく説明し批判している。すなわち，ネパール憲法 51(j)条は，社会的公正と包摂のための政策を政府に義務づけたうえで，それに不可欠の CSOs の透明で効率的な運営のための「単一窓口制(single door system)」の採用を規定している。ところが，起草中の新しい「社会福祉開発法」には，この「単一窓口制」に反する規定がある。もしこのまま制定されれば，CSOs は，設立・運営のため様々な役所の認可を得なければならないし，また外国援助事業には社会福祉委員会のややこしい認可が必要になる。

「単一窓口制は，適切に運用されるなら，CSO 関係政府諸機関の間の軋轢や混乱を防止し，CSOs をしてその本来の役割を果たさせ，そして市民社会と国家の間の健全な関係を促進することになるだろう。ところが，起草中の新しい社会福祉開発法は，CSOs の活動に対し様々な機関から様々な認可を取得することを義務づけるものであり，これは憲法の定める『単一窓口制』に反する規定である。」

たしかに，ネパールの行政手続きは，「単一窓口制」が不可欠と思わせるに十分なほど不効率で，汚職腐敗も少なくないが，他方，ネパールにおける CSOs の乱立，不正も目に余る。ネパール政府が CSOs，とりわけ外国支援 CSOs の活動を把握し規制したいと考えるのは，独立国家の政府としては，当然のことだともいえる。圧倒的な超大国アメリカの駐ネ大使，テプリッツ氏のメッセージからは，独立国ネパールへのそのような配慮は全く感じ取れない。

テプリッツ大使は，国交 70 年メッセージをこう結んでいるが，この趣旨のことは，ネパール政府というよりはむしろ，本国アメリカのトランプ大統領にこそ向けて，まずは訴えられるべきではあるまいか。

「合衆国は，ネパールが人民の，人民による，人民のための民主国家として進歩することを支援するため，ネパールに関与し続ける。われわれは，すべてのネパール人が性，民族，宗教，カースト，居住地，そして経歴にかかわらず，学習や健康や繁栄への平等な機会を共有するという国家理念を共有しているが，これは，米国のネパール支援継続により，単なる願望や夢ではなく，すべての人のために実現されるべき約束となるであろう。」



■ 在ネ米国大使館HPより

2017/02/24 at 21:45 カテゴリー: [国際協力](#), [外交](#), [憲法](#), [民族](#), [民主主義](#) Tagged with [アメリカ](#), [トランプ](#), [CSO](#), [NGO](#), [内政干渉](#), [包摂民主主義](#), [市民社会](#)

## 包摂民主主義の訴え, 米大使(2)

テブリッツ米国大使は、国交70周年メッセージにおいて、「市民社会(civil society)」につき、こう述べている。

市民社会で重要な役割を担うのは、NGO(非政府組織)、専門職団体、地域社会組織、シンクタンク、労働者組織、学術団体、メディアなどである。それらは、包摂参加を促進し、また統治を公的に監視する。市民社会は、人民の、人民による、人民のための政府の理念の実現に不可欠である。

「市民社会は、メディアも含め、ときとして政府にとって都合の悪い目障りな存在となるが、だからこそ民主主義には市民社会の様々な組織が必要であり、またわれわれが他国の民主政府と協力して市民社会の強化を図るのもそのためである。」

これは、ネパール政府よりもむしろ本国のトランプ大統領にこそ向けられた諫言であるかのようだ。赴任先で米国政府を代表すべき大使が、いまこんなことを公言して、大丈夫だろうか？



■テブリッツ大使(在ネ米大使館 HP)

谷川昌幸(C)

2017/02/22 at 08:57 カテゴリー: [国際協力](#), [外交](#), [情報 IT](#), [民族](#), [民主主義](#) Tagged with [アメリカ](#), [NGO](#), [包摂民主主義](#), [市民社会](#)

## 包摂民主主義の訴え, 駐ネ米大使(1)

A.B.テブリッツ駐ネ米大使が、ネパール・メディアに長文の米ネ国交70周年記念メッセージ「包摂的市民参加: 民主主義のために」を寄せている。

▼ALAINA B. TEPLITZ, “Inclusive civic participation: Where democracies thrive,” The Himalayan Times, February 20, 2017

テブリッツ大使は1969年生まれで、2児の母。オバマ大統領により2015年3月、駐ネ大使に任命された。初の大使就任。

テプリッツ大使は、オバマ大統領任命ということもあってか、社会諸団体の包摂参加やマスコミなど「市民社会(civil society)」の自由と権利の重要性を力説している。この国交 70 周年記念メッセージも、そうした立場から書かれており、トランプ現政権との関係という観点からも、またネパール内政との関係(内政干渉ではないか)という観点からも、興味深い。



Inclusive civic participation: Where democracies thrive - The Himalayan Times

US ambassador to Nepal criticises draft law restricting civil society organisations.  
[bit.ly/2mdDFOR](https://bit.ly/2mdDFOR)  
英語から翻訳



■米大使 FB(2月21日) / クンダ・デグジト氏 ツイッター(2月21日)

谷川昌幸(C)

2017/02/21 at 11:55 カテゴリー: [外交](#), [情報](#), [IT](#), [憲法](#), [民族](#), [民主主義](#) Tagged with [アメリカ](#), [オバマ](#), [トランプ](#), [NGO](#), [包摂民主主義](#), [市民社会](#)

## ルピー札国産化計画

ネパール政府がルピー札を国内で印刷することを検討し始めた(Republica, 14 Feb)。

ネパールは、1990年自由化以降、猛烈なインフレに見舞われ、通貨価値は急落、いまやほぼ1ルピー=1円。まもなく1円以下になるだろう。このままでは、札束をリュックに詰め買い物に行くことになりかねない。

これは不便だから、5千ルピー札、1万ルピー札が出され、これを機にルピー札がすべてネパール国産となるのだろうか？ ちなみに、ベトナム中央銀行はすでに50万ドン紙幣を印刷発行している。



■ホッチキス止めの500ルピー札 / 同1000ルピー札 / ベトナムの50万ドン札

2017/02/19 at 18:41 カテゴリー: [経済](#) Tagged with [インフレ](#), [ルピー](#), [紙幣](#)

## ブータン難民受入れ, 米国が 85%

「幸福の国」ブータンで迫害され、ネパールに逃れてきたブータン難民を受け入れてきたのは、次の諸国:

**第三国定住ブータン難民:** 108,513 人(2017 年 2 月 9 日以前)

アメリカ: 92,323\*

カナダ: 6,773

オーストラリア: 6,204

ニュージーランド: 1,075

デンマーク: 875

ノルウェー: 570

イギリス: 358

オランダ: 329

\*「入国禁止令」執行停止以降の 2017 年 2 月 10~14 日, 96 人受け入れ。

米国が、圧倒的多数(全体の 85%)のブータン難民を受け入れている。また、デンマーク、ノルウェー、オランダも、小さな国でありながら、相当数を受け入れている。日本で難民問題を議論する場合、こうした基本的事実是十分踏まえておくべきであろう。

ネパールにはブータン難民がまだ 1 万 1 千人ほど残っているし、また UNHCR に把握されていないブータン難民も数千人がネパールとインドに居住しているという。



■広大なベルダンギ難民キャンプ(Google)

\*1 KESHAV P. KOIRALA, “Where in US, elsewhere Bhutanese refugees from Nepal resettled to,” Himalayan Times, 06 Feb, 2017

\*2 KESHAV P. KOIRALA, “Scores of Bhutanese refugees fly to US from Nepal,” Himalayan Times, 15 Feb, 2017

## ルピー札, 中国製に

ネパール国立中央銀行(NRB)が、震災復興で大量に必要となっている紙幣の印刷製造を、中国企業に委託し始めた。

NRB は、これまで紙幣製造をインドネシア、フランス、オーストラリアの会社に委託してきた。ところが、このところ製造技術の点でもコストの点でも、中国企業が優勢となってきた。B・カデル NRB 執行役員によれば、「品質は、以前他国で印刷したものと同様高品質でありながら、コストは以前の半分以下だ」(新華社, 2017 年 2 月 14 日)。そこで、NRB はルピー紙幣の印刷製造を中国企業に切り替え始めたのである。



■CBPM 社 HP より

中国企業は、これまでネパールの硬貨は受託製造したことがあるが、紙幣については、2016 年 6 月に中国国営 CBPM 社(中国印鈔造币总公司)が 100 ルピー札を 2 億 1 千万枚製造したのが初めてだという。

その後、CBPM 社は、競争入札において欧米企業やインドネシア企業に競り勝ち、5 ルピー札(2 億枚)や 1000 ルピー札(2 億 6 千万枚)の製造をも受注した。これで、5 ルピー札、100 ルピー札、1000 ルピー札が中国製に切り替わっていく。

このネパール紙幣受託製造について、中国メディアは、誇らしげに、その意義を力説している。

「ネパール中央銀行幹部が最近、中国企業印刷の紙幣はデザイン、色彩、偽造防止の点で改善されている、と称賛した。……CBPM 社印刷の色鮮やかな紙幣は、高品質でありながら、低コストである。」(人民日報, 2016 年 6 月 21 日)

「リ・ツェン CBPM 事業所長は、こう語った。『わが社は中国製の印刷機、製版プレート、インク、紙、スレッドを使用し、ネパールのルピー紙幣を印刷した。これは、わが社の技術ばかりか総合的な能力をも示すものである。』」(中国ラジオ, 2017 年 1 月 18 日)

中国が、紙幣製造のための高度な製紙技術や印刷技術を持つに至ったことは、よくわかった。だが、それはそれとして、自国の貨幣を他国に製造委託するなどといったことは、日本ではおよそ想像もできないことだ。外国製の自国貨幣を日々使うのは、どのような感じがするのだろう。機会があれば、尋ねてみたい。



■ネパール国立中央銀行 HP より

- \*1 “Nepal saves millions by printing banknotes in China,” Xinhua English, 2017-02-14
- \*2 “1st shipment of Nepal’s 1,000-rupee banknotes delivered from China,” China Radio International’s English Service, 2017-01-18
- \*3 “Nepalese official hails China-printed banknotes,” People’s Daily, June 21, 2016
- \*4 “Nepal’s currency notes printed by Chinese company for 1st time,” Xinhua, 2016-06-17
- \*4 “10 firms get NRB nod to print banknotes,” Kathmandu Post, Apr 12, 2015

谷川昌幸(C)

2017/02/15 at 18:39 カテゴリー: [ネパール](#), [経済](#), [中国](#) Tagged with [紙幣](#), [通貨](#), [貨幣](#)

## 真実和解委員会任期, 最高裁判決無視し 1 年延長

プラチャンダ内閣は 2 月 9 日, 「真実和解委員会(TRC: Truth and Reconciliation Commission)」と「失踪者調査委員会(COID: Commission on Investigation of Disappeared Persons)」の任期を 1 年延長し, 2018 年 2 月 10 日までとした。

TRC と COID は, マオイスト人民戦争(1996-2006)終結のため締結された包括和平協定(2006 年 11 月)に基づき制定された「TRC 法(強制失踪者調査および真実和解委員会法)2014 年」(2014 年 5 月 11 日公布施行)の規定に従い, 2015 年 2 月 10 日に設置された。当初の任期は, 2017 年 2 月 10 日まで。

ところが, TRC(と COID)は, 任期満了のこの 2 月 10 日までに, その任務を果たすことが出来なかった。幾度か指摘したように(参照:[真実和解委員会](#)), 人民戦争期には, 重大な人権侵害が多数行われ, 加害者は政府側にもマオイスト側にもいた。しかも, 包括和平協定後の現体制は, 人民戦争を戦った主要諸勢力がすべて参加して構築し, 維持してきたものだ。したがって, 人民戦争期の人権侵害を追及していけば, 必然的に主要政党政治家や政府高官など, 現体制下の有力者の責任が問われることになるのは避けられない。調査を担う TRC それ自体ですら, 有力諸政党代表により構成されているといっても過言ではないのである。

そのため, TRC と COID は設置されたものの, 調査は遅々として進まなかった。被害の受付こそ 2016 年 2 月から始められ, 約 6 万件を受け付けたものの, 2017 年 2 月 10 日の任期切れまでに調査を完了したものは 1 件もない。重大事件であればあるほど, 加害者は現体制下の有力者だからである。

この状況に被害者たちは不満を募らせ、国際人権諸団体の支援も得て、政府に対し実効的な正義の実現を強く迫っていった。プラチャンダ内閣は、この要求に押され、TRC 任期を 1 年延長し、調査の継続を図ることにしたわけである。

しかし、この泥縄の TRC 任期延長には、人民戦争被害者やその支援諸団体が、厳しい批判を加えている。たとえば、サム・ザリフィ国際法律家委員会アジア局長は、次のように指摘する。

「被害者らは正義を求め 10 年以上待ち続けており、もはや移行期正義の手法への希望を失いつつある。……ネパール政府が、TRC 法を最高裁判決と国際法に沿うよう改正し、かつ両委員会の任務遂行を 2 年間にわたり阻害してきた根本的諸要因を除去する具体的な対策をとらなければ、両委員会の任期延長は無意味となるであろう。」(IJC「ネパール: 実効的権限付与なしの移行期正義委員会任期延長は犠牲者の信頼への裏切りである」IJC, 10 Feb. 2017)

#### 【参照 1】TRC 法, 2014 年

第 26 条 アムネ스티(要旨) 委員会は、十分に合理的な理由があると認めた場合、重大な人権侵害についてもアムネ스티(赦免)を政府に勧告することが出来る。

#### 【参照 2】最高裁判決(2015 年 2 月 26 日)要旨

- (1) 重大な人権侵害を赦免する TRC 法のアムネスティ条項は不当。
- (2) 同意なき和解は認められない。
- (3) 法廷係争中の事件を TRC に移送してはならない。
- (4) TRC 法, 特に上記(1)は、ネパール国家の国際法上の義務に違反。

また、ネパール立法議会でも、「社会正義・人権委員会」が 2017 年 2 月 9 日、政府に対し、TRC 法を最高裁判決に沿うよう改正し、委員会には必要な予算と人員を配分せよ、と勧告している。

しかし、それでもなお、プラチャンダ内閣は、そうした要請をことごとく無視し、TRC 任期の 1 年延長だけにとどめた。これでは、移行期正義の手続きを進め、人民戦争被害者を救済し、和解を実現していくことは、困難であろう。



\*1 ICJ, “Nepal: extending transitional justice commissions without granting real powers betrays trust of victims,” International Commission of Jurists, February 10, 2017

\*2 Alexandra Farone, “Nepal extends deadlines for war crimes investigations,” jurist.org, Friday 10 February 2017

\*3 “Nepal extends term of war crimes probes by one year,” Himalayan Times, February 10, 2017

\*4 “AI, HRW call to extend mandates of TRC, CIEDP,” Himalayan Times, February 05, 2017

\*5 LEKHANATH PANDEY, "Conflict victims question TRC's efficacy," Himalayan Times, February 07, 2017

\*6 "House panel tells govt to amend TRC and CIEDP Act," Republica, February 11, 2017

\*7 "Nepal: Supreme Court Strikes Down Amnesty Provision in Truth and Reconciliation Law," The Library of Congress (USA), Mar. 17, 2015

\*8 Wendy Zeldin, "Nepal: Supreme Court Rules Government Ordinance on Truth and Reconciliation Commission to Be Unconstitutional," The Library of Congress (USA), Jan. 8, 2014

\*9 Monica Moyo, "Nepali Supreme Court Rejects Amnesty for War Crimes," The American Society of International Law, March 6, 2015

谷川昌幸(C)

2017/02/14 at 19:52 カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#), [人権](#), [人民戦争](#) Tagged with [アムネスティ](#), [真実和解](#), [国際人権法](#), [戦争犯罪](#)

## トランプ「入国禁止令」とネパールのブータン難民

トランプ大統領による難民等入国禁止令(1月27日)は、連邦地裁が執行停止命令を出し(ニューヨーク地裁1月28日, ワシントン地裁2月3日), 連邦控訴裁でもその執行停止命令は認められた(2月9日)が, 世界各地の難民たちの不安は募るばかりだ。ネパールでも, 国内難民キャンプ収容のネパール系ブータン難民たちが, 渡米手続きを停止されている。

AFP(Himalayan, 7 Feb)記事によれば, ブータンでは1990年代に入ると, ネパール系住民がネパール語使用を禁止され, ブータン民族衣装着用を強制されるなど, 迫害を受け始めた。そのため, 彼らはネパールへのがれ, 各地の難民キャンプに収容され, 定住受入国を探ることになった。

これまで, 彼らブータン難民を受け入れてきたのは, 米国, ヨーロッパ諸国, オーストラリア, カナダなど。特に米国は最大の受け入れ国であり, 2007年以降, 9万人以上が渡米した。それでも, ネパールの難民キャンプには, 現在もお, 1万人以上のブータン難民が残っているという。

そこに, トランプ大統領の難民受け入れ停止命令に基づく通達が届けられた。「2月3日以降, 次の指示があるまで, 渡米手続きは中止する。」これにより, あるマガール女性難民は, 20年間待ち続け, やっと数日後出発することになっていたのに, 突然, 中止を告げられた。また, 別のタマン女性難民は, 在米家族のもとに向け出発する, その前日に, 渡米保留の通知を受けた。彼女ら難民の落胆と不安は, 想像を絶するものに違いない。

難民問題は難しい。2月11日の朝日新聞によれば, 昨年の日本への難民申請1万901人に対し, 認定はわずか28人(在留許可97人)。そのうちネパール人は, 申請1451人, 認定人数は記事では不明。難民受け入れは, 日本人自身の問題でもある。



■根本かおる著, 河出書房新社, 2012

\*1 “US-bound Bhutanese refugees left in limbo in Nepal,” AFP=Himalayan Times, February 07, 2017

\*2 「[UNHCRによるブータン難民の第三国定住が10万人超えを記録](#)」国連 UNHCR 協会

\*3 ダルマ・アディカリ「帰国求めるネパール系難民 ブータンの「民族浄化」 桃源郷のもうひとつの顔」『日刊ベリタ』  
2006年07月09日

\*4 「[2015年ネパール ブータン難民キャンプ報告](#)」毎日新聞大阪社会事業団

谷川昌幸(C)

2017/02/11 at 12:22 カテゴリー: [民族](#), [人権](#) Tagged with [ブータン](#), [難民](#), [Trump](#)

## トランプ「世界ギャグ規則」が脅かすネパール女性の生命

著名なジャーナリストでハーバード大学ニーマン・フェローのスピナ・シュレスタが、トランプ大統領による「世界ギャグ規則」復活を批判する記事をニューヨークタイムズ紙(2月9日)に寄稿している。

記事によれば、ネパールでは、2002年3月の中絶合法化以前には、多くの女性が墮胎罪で終身刑を含む重罪に処せられていた。1990年代末、墮胎罪で投獄されていたのは80人。1996年の妊産婦死亡率は、無理な出産もあり、10万出産当たり539人。

中絶合法化以降、FPAN(Family Planning Association of Nepal)などが、「性と生殖の健康」のための活動を展開し、その結果、2015年には妊産婦死亡率は10万出産当たり258人となった。まだまだ死亡率は高いが、改善はみられる。ちなみに、日本の妊産婦死亡率は36人(2013年)。

FPANは、米政府(USAID)から多額の援助を受け(2015年は500万ドル)事業を展開してきたが、「世界ギャグ規則」復活により、そうした活動が出来なくなった。FPANは職員60人を解雇し、地方での移動保健医療活動も中止せざるを得なくなった。こうして、「トランプのギャグ規則がネパール女性の生命を脅かす」事態になったというのである。



How the Trump Gag Rule Threatens Women's Lives in Nepal ■スビナ・シュレスタ ツイート(10 Feb)

\*1 SUBINA SHRESTHA, "How the Trump Gag Rule Threatens Women's Lives in Nepal," New York Times, FEB. 9, 2017

\*2 [トランプ「世界ギャグ規則」への危惧, ネパール NGO も](#)

谷川昌幸(C)

2017/02/10 at 19:55 カテゴリー: [社会](#), [人権](#) Tagged with [Trump](#), [妊産婦死亡率](#), [性と生殖](#), [中絶](#)

## カトマンズの公害, 世界第7位

NUMBEOによれば, カトマンズの公害は世界290都市の中で, 堂々の第7位。カブール, カイロ, ダッカ, カラチなどとほぼ同水準。ラトナ公園のPM2.5濃度は最悪部類で, 健康にはなはだよろしくないとのこと(Himalayan, 5 Feb)。

細菌うようよ, 野良犬ごろごろだったが, 少なくとも大気は清らかだった地上の天国, シャングリラは, 今は昔。



### Pollution in Nepal



【参照】[ゴミのネパール](#)



谷川昌幸(C)

2017/02/08 at 10:27 カテゴリー: [社会](#), [経済](#), [自然](#) Tagged with [ゴミ](#), [公害](#)

## 対ネ直接投資の 68%, 中国から

ネパールへの外国からの直接投資・上期(2016年7月～17年1月)は、7600万ドルであった。そのうち中国からが5200万ドルで、全体の68%を占める。主な投資分野は、観光、インフラ、レストランだという(新華社, 2月5日)。ネパールにおいて中国の存在感がますます高まるのは、当然といえよう。

【参照】⇒⇒[ネパールと中国](#)

▼[中華街, ますます拡大](#)



▼[安く美味しく楽しい、カトマンズ中華料理](#)



谷川昌幸(C)

2017/02/07 at 17:21 カテゴリー: [ネパール](#), [経済](#), [中国](#) Tagged with [直接投資](#)

## トランプ「世界ギャグ規則」への危惧, ネパール NGO も

トランプ大統領が1月23日、「世界ギャグ規則(Global Gag Rule)」に署名した。これに対し、世界中の多くの女性支援 NGO が事業活動への深刻な悪影響を危惧している。

「ギャグ規則」については、これまでほとんど知らなかった。便利なWIKIによれば、「ギャグ規則」とは、特定の問題や政策につき議論を禁止する規則(緘口令)のことで、この種のもものは多くの国にあるという。

米国では、奴隷制支持派が1835~37年、奴隷制の議会審議を禁止する「ギャグ規則」を成立させた。この規則は1844年12月、J. B. アダムズらにより廃止された。

トランプ大統領が署名した「世界ギャグ規則」は、奴隷制ではなく、妊娠中絶に直接的または間接的に関与することを禁止する規則。それによれば、米政府の援助を受けているNGOは、中絶(強姦等の場合を除く)や家族計画を推進する事業をしてはならない。もし関与すれば、たとえその事業が他の資金によるものであれ、そのNGOに対する米政府援助は停止される。

この「世界ギャグ規則」は、レーガン大統領により1984年に制定され、以後、共和党の重要政策の一つとなった。トランプ大統領は、オバマ前大統領により廃止されていたその規則を、就任早々、復活させたわけである。

これに対し、多くの関係団体が直ちに抗議声明を発表した。たとえば、CHANGE(Center for Health and Gender Equity)のS. シッペル会長の声明要旨は、以下の通り(同HP, 1月23日)。

「トランプの世界ギャグは、世界の女性に対する裏切りだ。……この政策は女性の健康と権利に対する真っ向からの攻撃である。……1984年以降、世界社会は、女性の福祉向上の重要性を認め、前進してきた。……40か国以上で中絶関係法が改正され、家族計画が広まり、妊婦や新生児の死亡が減少した。……トランプの世界ギャグは、米国援助の効果を向上させることにはならない。それは、危険な中絶を増やし、女性の生命を奪うことになるだろう。」

ネパールでも、たとえば「ネパール家族計画協会」のAS. シジャパティ会長が、次のように危惧の念を表明している (The Gurdian, 23 Jan)。

「米援助停止により、われわれは、女性の健康と権利を改善するためのネパール政府の事業を……支援できなくなる。また、地域診療所や移動診療サービスの継続も保健衛生師の訓練もできなくなるだろう。看護師、医師、保健衛生師といった医療専門家を失うことにもなるだろう。」

シジャパティ会長のいう通りだとすると、トランプ大統領の署名した「世界ギャグ規則」は、ネパールにおいて、いわゆる「性と生殖に関する健康と権利」だけでなく、広く医療全般に対して、大きなダメージを与えることになるだろう。

ネパールのように国民の基本的な保健衛生を外国援助に大きく依存し続けるのは問題だが、それはそれとして、そうした現実が途上国にはあることもまた、米国のような先進大国は無視すべきではあるまい。



■CHANGE HP/FPAN HP

谷川昌幸(C)

2017/02/05 at 22:15 カテゴリー: [国際協力](#), [人権](#) Tagged with [gag rule](#), [Trump](#), [性と生殖](#), [中絶](#)

## 地方選, 実施準備指示

プラチャンダ内閣は2月2日、地方選挙を5月24日までに実施する方針を決め、選管に準備を指示した。実施されれば、20年ぶりの地方選となる。

たしかに、必要な選挙関係諸法のうち、政党要件を定める「政党法」を除く他の諸法はほぼすべて成立した。しかし、地方選挙を現行地方制度(旧憲法体制)でやるのか、それとも新しい連邦制体制でやるのかさえ、まだ決まっていない。州や町村の区画、とくに第2州については、いまなおマデシ諸勢力等の反対がつよく、確定していない。

そのため、選管が1月8日、地方選に出る政党は1月30日までに地方選管に政党登録をせよ、と公告したが、締め切りまでに登録したのは45政党のみであった。(中央選管登録は111政党。)

こうした状況で、プラチャンダ首相は、5月地方選実施を強行できるのであろうか？



■憲法規定の州区画(Wikimedia Commons)／表彰される選管委員(選管 HP)

\*1 “Local polls by 24 May,” Nepali Times, Feb. 2, 2017

\*2 Sangeet Sangroula, “Govt writes to EC for local poll preparations,” Republica, Feb. 3, 2017

\*3 “EC now has 4 of 5 laws needed for local poll,” Republica, Feb. 3, 2017

\*4 PRITHVI MAN SHRESTHA, “45 parties registered with EC for local elections,” Kathmandu Post, Feb 2, 2017

谷川昌幸(C)

2017/02/03 at 12:24 カテゴリー: [選挙](#), [議会](#) Tagged with [プラチャンダ](#), [マデシ](#), [連邦制](#)